

愛知県立高等学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立高等学校学則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和4年3月28日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、民法の一部改正（令和4年4月1日施行）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立高等学校学則の一部改正の概要

1 改正理由

民法の一部改正（令和4年4月1日施行）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、在学中に成年に達することとなる愛知県立高等学校の生徒に係る退学や休学等の手続について所要の改正を行う。

2 改正内容

成年に達した生徒が、退学若しくは転学（第9条）、留学（第10条）又は休学（第11条）を校長に願い出る場合、保護者の署名を要しないものとする規定を追加する。

3 施行期日

令和4年4月1日

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「附して保護者連署のうえ」を「付し、並びにその者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により」に改める。

第十条第一項中「保護者連署の上」を「その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により」に改める。

第十一条第一項中「保護者連署のうえ」を「その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面に」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立高等学校学則の一部改正新旧対照表

新

(退学及び転学)

第九条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を付し、並びにその者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により、校長に願い出なければならぬ。

(留学)

第十条 生徒は、外国の高等学校に、愛知県教育委員会の定めるところにより留学しようとするときは、その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面により、校長に願い出なければならぬ。

2 略

(休学)

第十一条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、その者及びその保護者（その者が成年者である場合は、その者）が署名した書面にその理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならぬ。

2 略

旧

(退学及び転学)

第九条 生徒は、退学し、又は転学しようとするときは、その理由を附して保護者連署のうえ、校長に願い出なければならぬ。

(留学)

第十条 生徒は、外国の高等学校に、愛知県教育委員会の定めるところにより留学しようとするときは、保護者連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 略

(休学)

第十一条 生徒は、病気その他やむを得ない理由により引き続き三月以上欠席しようとするときは、保護者連署のうえ、その理由を証する書面を添えて、校長に休学を願い出なければならぬ。

2 略